

重 要 事 項 説 明 書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 〈0537〉86-7120

担 当 生活相談員 吉村美紀

2 特別養護老人ホームはまひるがあの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	地域密着型特別養護老人ホーム はまひるがお
所在地	静岡県御前崎市池新田460番地の1
介護保険指定番号	第2295600015号

(2) 施設の職員体制

施設長	常勤 1名
医師	非常勤 1名以上
生活相談員	常勤 1名以上
介護職員	常勤 9名（常勤換算。ただし常勤1名を含む。）以上
看護職員	常勤 1名以上
栄養士	非常勤 1名以上
機能訓練指導員	非常勤 1名以上
介護支援専門員	常勤 1名以上

(3) 施設設備の概要

区 分	種 別	室 数	備 考
居 室	1人部屋	29室	3ユニット
浴 室	一般浴槽	2室	個別入浴
	特殊浴槽	1室	寝位入浴
諸 室	食堂・居間 共同生活室	3室	ユニットに1室
	地域交流室	1室	
	医 務 室	1室	
	相 談 室	1室	

3 サービスの内容

居室の提供	ユニット型個室 13.4㎡ ～
食事	基準額内で、栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した適時適温の食事を提供します。 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 食事配膳時間 朝食： 7時30分 ～ 昼食： 11時45分 ～ 夕食： 17時30分 ～
入浴	週2回の入浴、清拭を提供いたします。
排泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
介護	介護職員が施設サービス計画に沿って、食事、入浴、排泄、着替え、シーツ交換（週1回以上）等の基本的な生活のお世話をします。日常生活の細々したことをお手伝いします。
生活相談	生活相談員が、介護以外の日常生活に関する相談を行います。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	看護職員が健康チェックをし、必要な処置や投薬をします。 体調の変化があった場合は、ご家族に連絡いたします。 毎週1回配置医師による回診があります。専門医の診察若しくは治療並びに検査の必要があると認められる場合または入院を必要とする場合の指示をします。
洗濯	衣類等は、職員が施設にて洗います。
その他自立への支援	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

4 利用料金

(1) 介護給付サービス料金

区 分	1日当たり				備 考
	介護報酬額	自己負担金(1割)	自己負担金(2割)	自己負担金(3割)	
要介護1	6,820円	682円	1,364円	2,046円	
要介護2	7,530円	753円	1,506円	2,259円	
要介護3	8,280円	828円	1,656円	2,484円	
要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円	
要介護5	9,710円	971円	1,942円	2,913円	

(2) その他の介護給付サービス加算（介護保険制度上の加算項目）

区 分	要 件	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
日常生活継続 支援加算	要介護4・5の占める割合が70%以上、または介護を必要とする認知症の入所者が占める割合が65%以上 介護福祉士を常勤換算で、入所者の割合が6またはその端数を増すごとに1名以上配置	46円/日	92円/日	138円/日
看護体制 加算	I 常勤の看護師1名以上配置	12円/日	24円/日	36円/日
	II 常勤換算の看護職員2名以上配置、訪看ST等と24時間連絡体制確保	23円/日	46円/日	69円/日
夜勤職員 配置加算	II 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、夜勤職員配置基準を1名以上上回った場合	46円/日	92円/日	138円/日
	IV IIの要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること	61円/日	122円/日	183円/日
生活機能 向上連携 加算	I リハを実施している事業所又は医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受ける体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること（3月に1回を限度）	100円/月	200円/月	300円/月
	II リハを実施している事業所又は医療提供施設の理学療法士等や医師が訪問して行う場合	200円/月	400円/月	600円/月
	個別機能訓練加算を算定している場合	100円/月	200円/月	300円/月
個別機能 訓練加算	I 機能訓練指導員（PT等）について、常勤専従1名以上で、多職種共同により個別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を行った場合	12円/日	24円/日	36円/日
	II 個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること	20円/月	40円/月	60円/月
	III 個別機能訓練加算（II）を算定していること。口腔衛生管理加算（II）および栄養マネジメント強化加算を算定していること。入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に關す	20円/月	40円/月	60円/月

		る情報および入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること			
ADL 維持等加算	I	以下の要件を満たすこと イ・ロ・ハ	30円/月	60円/月	90円/月
	II	Iのイとロの要件を満たすこと 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること	60円/月	120円/月	180円/月
若年性認知症入所者受入加算		個別の担当者を定めていること	120円/日	240円/日	360円/日
常勤医師配置加算		常勤専従の医師1名以上配置	25円/日	50円/日	75円/日
精神科医療養指導加算		全入所者中の認知症入所者割合が1/3以上 精神科医の指導月2回以上	5円/日	10円/日	15円/日
障害者生活支援体制加算	I	入所障害者数が15名以上、入所障害者数が入所者総数の30%以上、かつ、常勤専従の障害者生活支援員1名以上	26円/日	52円/日	78円/日
	II	入所障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、常勤専従の障害者生活支援員2名以上	41円/日	82円/日	123円/日
外泊時費用		病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合（月6日限度）	246円/日	492円/日	738円/日
外泊時在宅サービス利用費用		在宅サービスを利用した場合（月6日限度）	560円/日	1,120円/日	1,680円/日
初期加算		入所日から30日以内の期間（入院後の再入所も同様）	30円/日	60円/日	90円/日
退所時栄養情報連携加算		退所時（月1日限度）	70円/月	140円/月	210円/月
再入所時栄養連携加算		再入所後（1回限度）	200円/回	400円/回	600円/回
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	入所中（1回（又は2回）限度）	460円/回	920円/回	1,380円/回
	退所後訪問相談援助加算	退所後（1回限度）	460円/回	920円/回	1,380円/回
	退所時相談援助加算	入所者、家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターへの情報提供（1回限度）	400円/回	800円/回	1,200円/回

	退所前 連携加 算	ケアマネと退所前から連携し、情報提供と調整を行った場合（1回限度）	500円/回	1,000円/回	1,500円/回
	退所時 情報提 供加算	退所時（1回限度）	250円/回	500円/回	1,000円/回
協力医療機関 連携加算		相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	100/月	200/月	300/月
		上記以外の協力医療機関と連携している場合	5/月	10/月	15/月
栄養マネジメ ント強化加算		管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置	11円/日	22円/日	33円/日
経口移行加算		経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合	28円/日	56円/日	84円/日
経口維持 加算	I	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、計画に従った栄養管理を行った場合	400円/月	800円/月	1,200円/月
	II	Iの要件に加え、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合	100円/月	200円/月	300円/月
口腔衛生 管理加算	I	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合	90円/月	180円/月	270円/月
	II	Iの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	110円/月	220円/月	330円/月
療養食加算		管理栄養士又は栄養士によって管理（1日に3回を限度）	6円/回	12円/回	18円/回
特別通院送迎 加算		透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合	594/月	1188/月	1782/月
応配置 加算 医師 緊急 時 対	配置医 師の勤 務時間 外の場 合	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師の連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること	325/回	650/回	975/回
	早朝・ 深夜の 場合		650円/回	1,300円/回	1,950円/回

	深夜の場合		1,300円/回	2,600円/回	3,900円/回
看取り介護加算	I	死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	144円/日	216円/日
		死亡日以前4日以上30日以下	144円/日	288円/日	432円/日
		死亡日以前2日又は3日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
		死亡日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日
	II	死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	144円/日	216円/日
		死亡日以前4日以上30日以下	144円/日	288円/日	432円/日
		死亡日以前2日又は3日	780円/日	1,560円/日	2,340円/日
		死亡日	1,580円/日	3,160円/日	4,740円/日
在宅復帰支援機能加算	算定日前6ヶ月において、退所者総数のうち、在宅復帰者数が2割を超えている場合	10円/日	20円/日	30円/日	
在宅・入所相互利用加算	要介護3～5の者で、複数人があらかじめ入所期間（3ヶ月を限度）を定め、同一の個室を計画的に利用	40円/日	80円/日	120円/日	
小規模拠点集合型施設加算	要件を満たすこと	50円/日	100円/日	150円/日	
認知症専門ケア加算	I	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上	3円/日	6円/日	9円/日
	II	Iの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	4円/日	8円/日	12円/日
認知症チームケア推進加算	I	以下の要件を満たすこと (1)、(2)、(3)、(4)	150/月	300/月	450/月
	II	(I)の(1)、(3)および(4)に掲げる基準に適合すること。	120/月	240/月	360/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算		入所後（7日間限度）	200円/日	400円/日	600円/日
褥瘡マネジメント加算	I	以下の要件を満たすこと イ・ロ・ハ・ニ	3円/月	6円/月	9円/月
	II	Iの算定要件を満たし施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと	13円/月	26円/月	39円/月
排せつ支	I	以下の要件を満たすこと	10円/月	20円/月	30円/月

援加算		イ・ロ・ハ			
	II	Iの要件を満たし、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること	15円/月	30円/月	45円/月
	III	Iの要件を満たし、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること	20円/月	40円/月	60円/月
自立支援促進加算		以下の要件を満たすこと イ、ロ、ハ、ニ	280円/月	560円/月	840円/月
科学的介護推進体制加算	I	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること	40円/月	80円/月	120円/月
	II	Iの要件に加え、疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出していること	50円/月	100円/月	150円/月
安全対策体制加算		外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること	20円/回	40円/回	60円/回
高齢者施設等感染対策向上加算	I	感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 診療報酬における感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。	10円/月	20円/月	40円/月

	II	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること	5円/月	10円/月	15円/月
新興感染症等施設療養費		入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する	240円/日	480円/日	720円/日
生産性向上推進体制加算	I	(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること 職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと	100円/月	200円/月	300円/月
	II	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと	10円/月	20円/月	40円/月
サービス提供体制強化加算	I	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上	22円/日	44円/日	66円/日
	II	介護福祉士60%以上	18円/日	36円/日	54円/日
	III	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	6円/日	12円/日	18円/日
介護職員等処遇改善加算(1)	I	+所定単位の140/1000/月			

月につき)		
-------	--	--

(注) サービス等の内容が加算の基準に達した場合は、上記の自己負担分が加算されます。

(3) その他の介護保険の給付対象とならないサービス

居住に要する費用 (1日あたり)	第4段階	利用者負担段階			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円
食事の提供に要する費用 (1日あたり)	第4段階	利用者負担段階			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	1,445円	300円	390円	650円	1,360円
その他 実費としていただく費用	理美容代 2,000円/回(2ヶ月に1度理美容師が行います)				
	預り金等管理事務費用 100円/日				
	日常生活費 100円/日				

※ ご家族が、日常生活費の物品をご用意される場合、費用は徴収いたしません。

- ・日常生活費に含まれない物品につきましては実費ご負担願います。
(例) 義歯容器、アイコットン等
- ・その他、個人的な趣味や嗜好に関する費用は自己負担となります。

(4) 支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。

お支払方法は、口座振替(引落)、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際に選べます。

口座振替の場合は、毎月27日に指定された口座より振替えさせていただきます。

5 入退所の手続

(1) 入所手続

書面でお申し込みください。

居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望日する日の60日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合

*この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。

ウ 利用者がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

③ その他

ア 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約満了30日前までに文書で通知いたします。

イ 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただき場合がございます。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出ください。

ウ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営方針

- ① はまひるがおは、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- ② はまひるがおは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ はまひるがおは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い保険者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

面会	午前8時から午後5時までとします。職員に声をかけてください。
外出・外泊	事前にお知らせください。
飲酒	ご希望があれば、申し出てください。 ただし、原則として夕食時間をお願いします。
喫煙	施設内禁煙です。ご希望があれば、申し出てください。決められた場所をお願いします。
設備・器具	施設、設備を壊したり汚したりした場合は、自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

金銭・貴重品の管理	小遣い程度の金銭は手元においてくださっても結構ですが、その旨職員にお知らせください。 手元に置いてある金銭等は原則として、利用者の責任において管理させていただきます。 ご自身で管理が出来ない場合や施設での管理を希望される方は、お申し出ください。「預かり金等管理規定」の規定により管理いたします。ただし、管理費を負担していただきます。
所持品の持込	危険性の無い物で居室に設置可能なものなら結構です。ただし、他の利用者の迷惑になるような備品は持込を制限させていただきます。職員にご相談ください。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
ペット	ペットの持ち込みは、原則としてお断りします。
施設外での受診	配置医師、協力病院の指導ではなく、利用者やご家族の希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族で対応をお願いします。また、診療結果、処方薬等については職員にお申し出ください。

(3) 配置医師

医師の氏名	光明醫院 府川琢磨
所在地	静岡県菊川市富田 2 5 9 3
電話番号	〈080〉7023-9143
医師の氏名	こいず外科・消化器内視鏡クリニック 小泉貴弘
所在地	静岡県御前崎市池新田 2 4 9 7 - 1 0
電話番号	〈0537〉86-8888

(4) 協力医療機関

医療機関の名称	市立御前崎総合病院
所在地	御前崎市池新田 2 0 6 0
電話番号	〈0537〉86-8511
歯科医療機関の名称	はまおか歯科
所在地	御前崎市池新田 6 0 0 5 - 4
電話番号	〈0537〉86-6480

(5) その他

① 入院中の居室料等の支払取扱方法

ア 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内の短期入院の場合は、退院後再び入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

イ 7日以上3ヶ月以内の入院の場合

入院期間中のサービス費、食費に関する料金のご負担はありませんが、居住費はご負担いただきます。

② 身体拘束

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。

7 緊急時の対処方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先一覧表に記入いただいたご連絡先（ご家族の方）に速やかに連絡します。

8 非常災害時対策

災害時の対応

別に定める「社会福祉法人浜岡厚生会防災規程」により対応します。

防災設備

スプリンクラー設備	消防機関へ通報する火災報知設備	誘導灯
自動火災報知設備	非常放送設備	
消火器	避難器具（すべり台）	

防災訓練

火災に対する訓練	消火訓練、火災通報訓練又は避難誘導訓練を実施
地震災害に対する訓練	9月及び12月に実施
風水害に対する訓練	9月及び12月に実施

9 第三者評価の実施

実施の有無：有

実施した直近の年月日：令和5年7月31日

実施した評価機関の名称：株式会社第三者評価機構

評価結果の開示：有

10 サービス内容に関する相談及び苦情

(1) 当施設の苦情相談の窓口

担当者 生活相談員 吉村美紀

電話番号 〈0537〉86-7120

(2) 当施設のほか、下記の公的機関においても苦情相談を受付けています。

御前崎市健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

電話番号 〈0537〉85-1118

FAX 〈0537〉85-1142

静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理担当

電話番号 〈054〉253-5590

11 当法人の沿革及び事業所の概要

法人種別・名称 社会福祉法人浜岡厚生会

所在地 静岡県御前崎市池新田460番地の1

代表者

理事長 野中康弘

法人の沿革

平成22年10月（法人認可）

定款の目的に定めた事業

特別養護老人ホームの経営

小規模多機能型居宅介護事業の経営

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 静岡県御前崎市池新田460番地の1

名称 地域密着型特別養護老人ホームはまひるがお

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

身元引受人(代理人)

住所

氏名

(続柄)